T普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者			
一時限	四時限	普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者	
AT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）	五時限	二時限	AT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許
普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許	三時限	八時限	減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	

第四項	前項	［略］	第六項

7　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

一時限に	減じた時限数）		
四時限に	減じた時限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（AT普通免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	

第三項	前項	［同上］	第五項

6　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。